

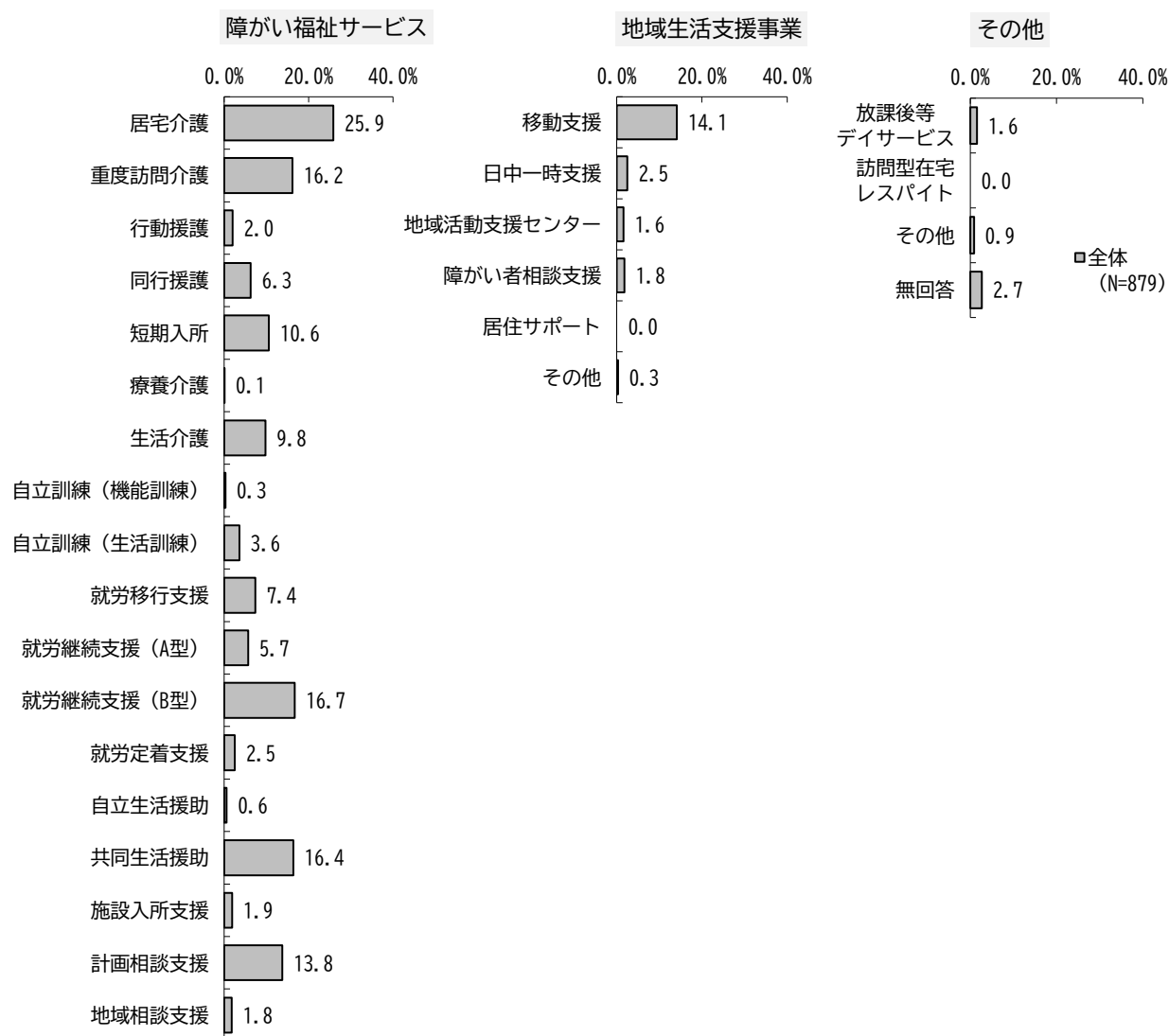
## 第9章 事業者等実態調査

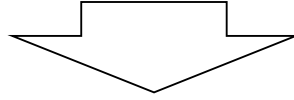
### 1. 事業所の概要について

・提供しているサービスは「居宅介護」(25.9%)が2割半ばと最も高く、次いで「就労継続支援(B型)」(16.7%)、「共同生活援助」(16.4%)がそれぞれ2割前後で続いている。また、単独サービス実施事業所は56.2%、複数サービス実施事業所は41.4%となっており、それぞれ5割前後で拮抗している。【図表9-1、図表9-2】

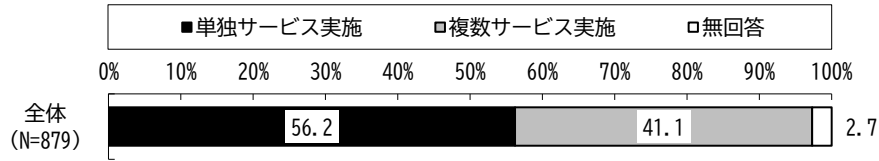
#### (1) 提供サービスの種類・数

【図表9-1 提供サービスの種類】



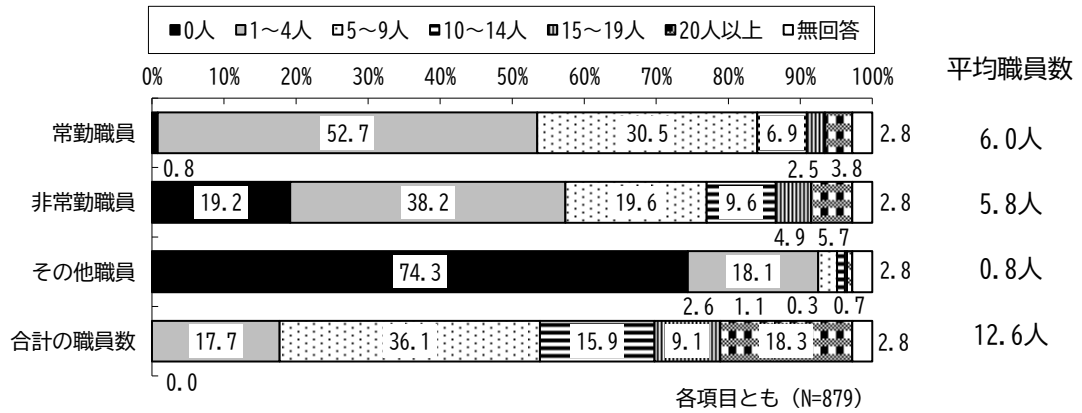


【図表9-2 提供サービス数】



(2) 職員数

【図表9-3 職員数】



常勤職員：週32時間以上サービスに従事している職員  
 非常勤職員：週32時間未満サービスに従事している職員

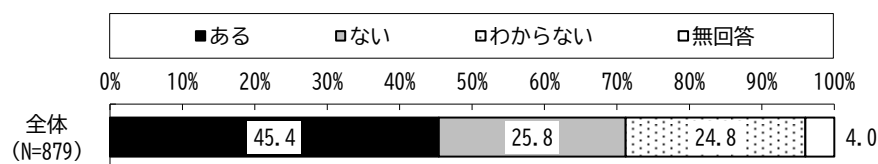
## 2. 障がい者福祉施策全般について

- ・対象・範囲の拡大をしてほしい福祉サービスの有無について、「ある」(45.4%)が約半数となっている。拡大してほしいサービスの内容は、「居宅介護」(29.6%)が最も高く、次いで「短期入所」(28.8%)、「移動支援」(25.6%)となっている。【図表9-4、図表9-5】
- ・障がい者福祉施策として国や県、市に力を入れてほしいこととしては、「居宅介護や移動支援など、在宅生活支援サービスの充実」(32.7%)が最も高く、次いで「困ったときにいつでも専門職員が相談に応じてくれる体制の充実」(30.3%)、「障がい者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や教育の充実」(25.8%)となっている。【図表9-6】
- ・障がい者支援として地域社会や自社以外の企業に望むこととしては、「障がいに対する理解を深める」(65.8%)が6割半ばを占めて最も高く、次いで「公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすいようにつくる」(38.7%)、「企業で障がい者を積極的に雇用する」(38.0%)となっている。【図表9-7】

## (1) 対象・範囲の拡大をしてほしい福祉サービスの有無

問4 1～28(参考資料参照)のサービス・事業の中で、サービスの量が不足していたり、利用対象・範囲の拡大等を図るべきだと思うものがありますか。(○は1つだけ)

【図表9-4 対象・範囲の拡大をしてほしい福祉サービスの有無】

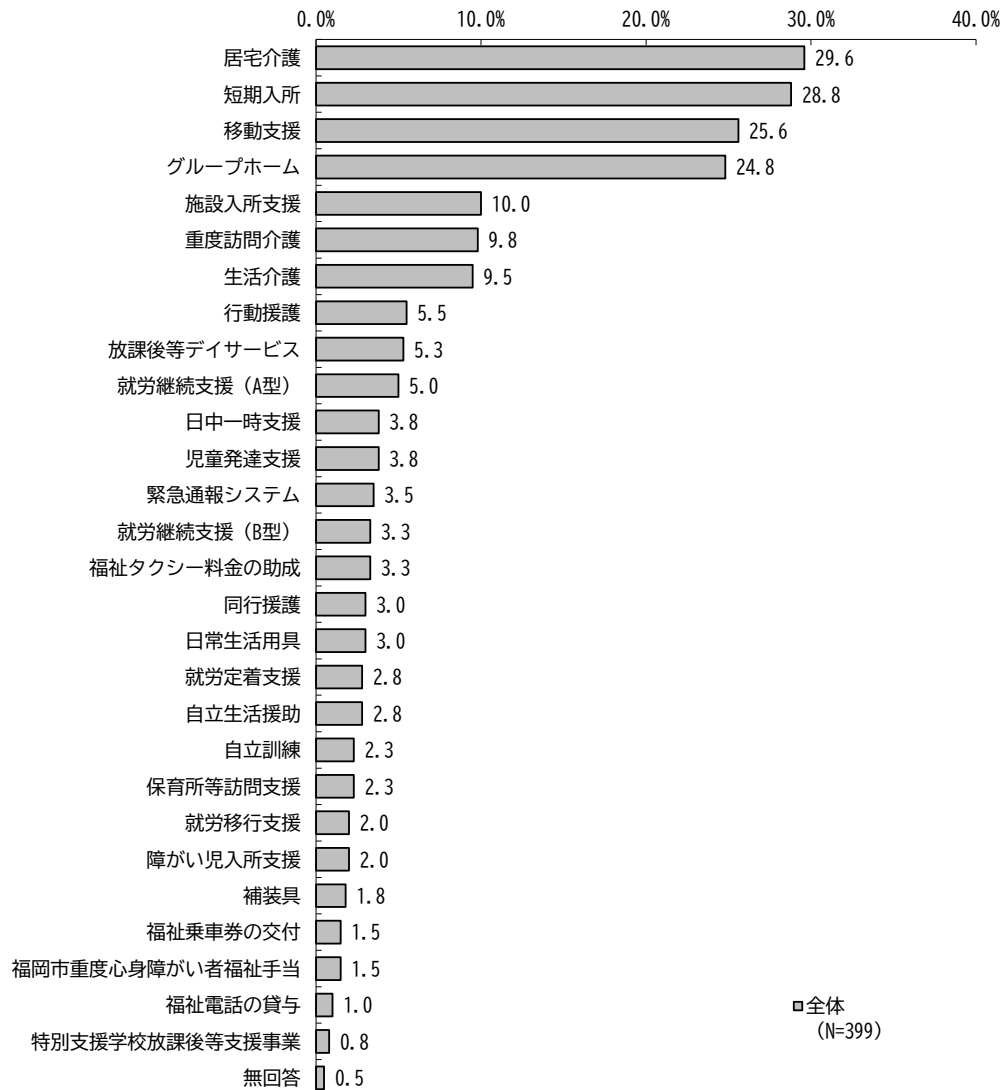


(2) 対象・範囲の拡大をしてほしい福祉サービス

[問4で「1」を選ばれた方におたずねします]

問4-1 それはどのサービス・事業ですか。優先度が高いと思うものを3つまで選んでください。(事業番号は1~28の数字を記入してください)

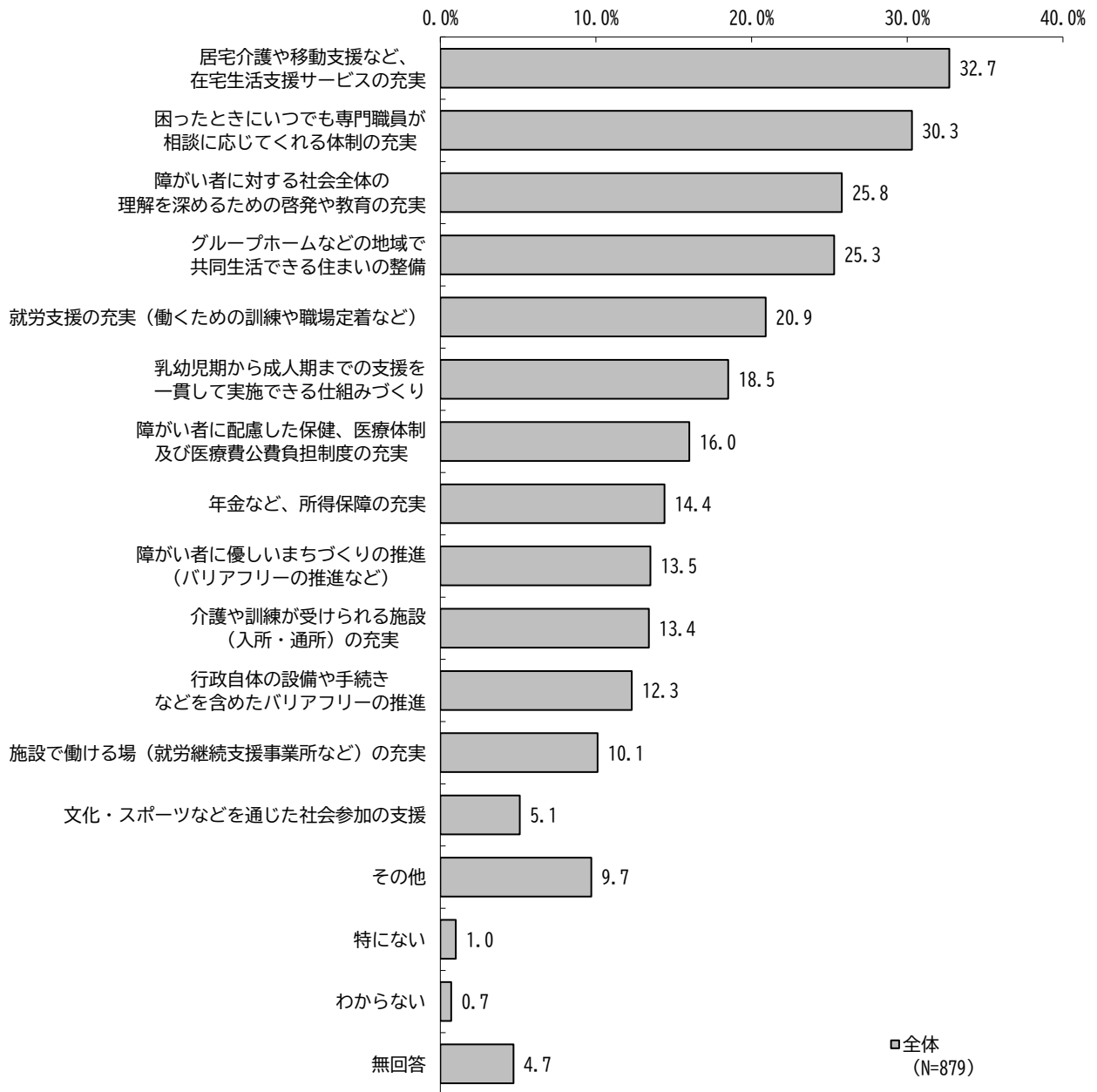
【図表9-5 対象・範囲の拡大をしてほしい福祉サービス】



(3) 障がい者福祉施策として国や県、市に力を入れてほしいこと

問5 障がいのある人が暮らしやすい社会をつくるために、国や県、市に、特に力を入れてほしいと思うことは何ですか。(〇は3つまで)

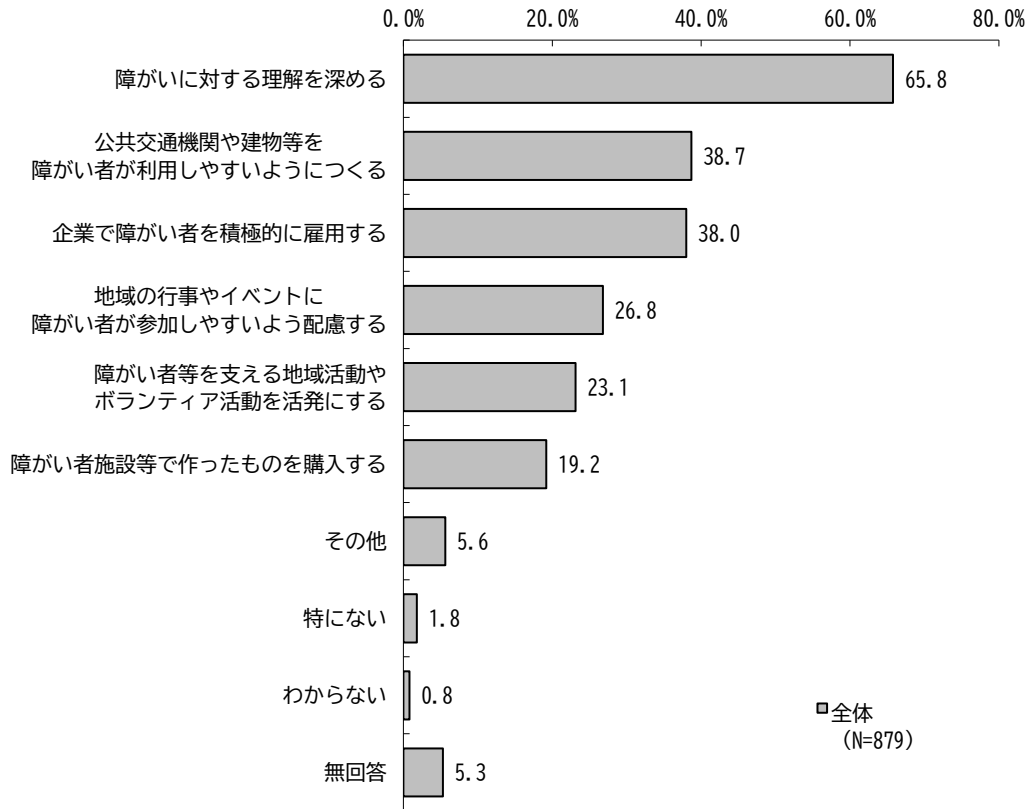
【図表9-6 障がい者福祉施策として国や県、市に力を入れてほしいこと】



(4) 障がい者支援として地域社会や自社以外の企業に力を入れてほしいこと

問6 障がいのある人が暮らしやすい社会をつくるために、地域社会や自社以外の企業に、特に力を入れてほしいと思うことは何ですか。(〇は3つまで)

【図表9-7 障がい者支援として地域社会や自社以外の企業に力を入れてほしいこと】



### 3. 相談支援事業について

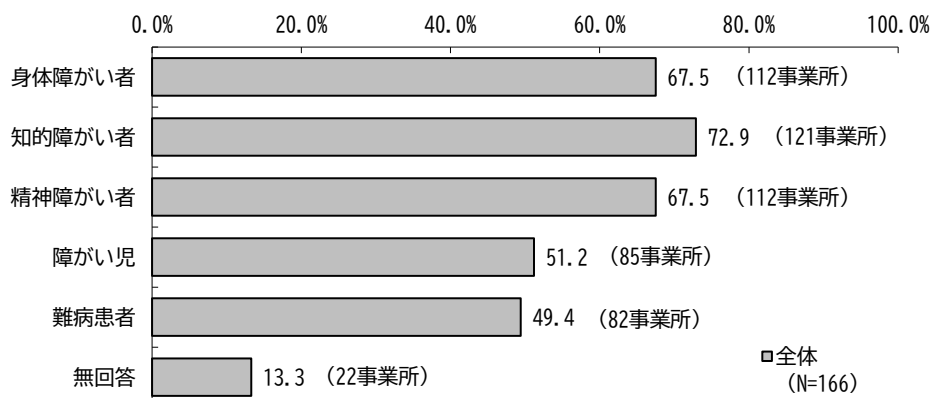
- \* 以下は、相談支援事業を実施している事業所・関係機関を対象とした設問である。  
 <対象> あいあいセンター、知的障がい者相談支援センター、精神障がい者相談支援センター、  
 指定相談支援事業所、ゆうゆうセンター、西部療育センター、東部療育センター、南部療育センター
- \* 回答事業所数：166事業所
- \* 回答事業所数が少数であるため、集計結果については、実数値（事業所数）も掲載している。

- ・「知的障がい者」を専門としている事業所が121事業所（72.9%）と最も高く、次いで「身体障がい者」「精神障がい者」112事業所（ともに67.5%）となっている。各事業所の相談対象を整理すると、「全種」を対象としている事業所が54事業所（32.5%）と最も高く、次いで「4種類」を対象としている事業所が35事業所（21.1%）となっている。【図表9-8、図表9-9】
- ・相談支援の観点から不足している社会資源については、「強度行動障がいに対応できる短期入所施設」（68事業所、41.0%）が最も高く、次いで「高度なスキルを持ったホームヘルパー等の人材」（58事業所、34.9%）、「医療ケアが可能な短期入所施設」（53事業所、31.9%）が続いている。【図表9-11】
- ・相談支援を実施するうえでの課題としては、「相談支援に対する国の報酬が安い」が97事業所（58.4%）で最も高く、次いで「作成する書類の種類や数が多く、事務処理に追われている」（85事業所、51.2%）、「障がい者（児）のニーズに十分対応できない」（60事業所、36.1%）となっている。【図表9-12】

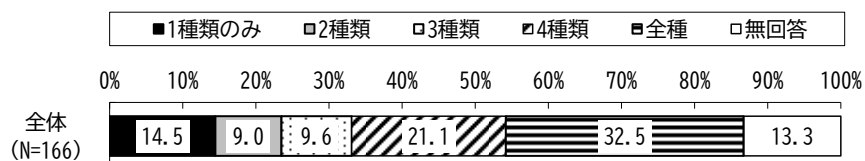
#### (1) 専門としている障がい種別

問8 貴事業所が主たる対象としている障がい種別は何ですか。（○はあてはまるものすべて）

【図表9-8 専門としている障がい種別】



【図表9-9 専門としている障がい種別の組合わせ】



(2) 相談支援専門員の職員数

問9 以下の各職種の職員数をご記入ください。1人の相談支援専門員（コーディネーター）が複数の障がいを担当している場合はそれぞれに1人と記入してください。なお、該当者がいない場合は、0人とご記入ください。

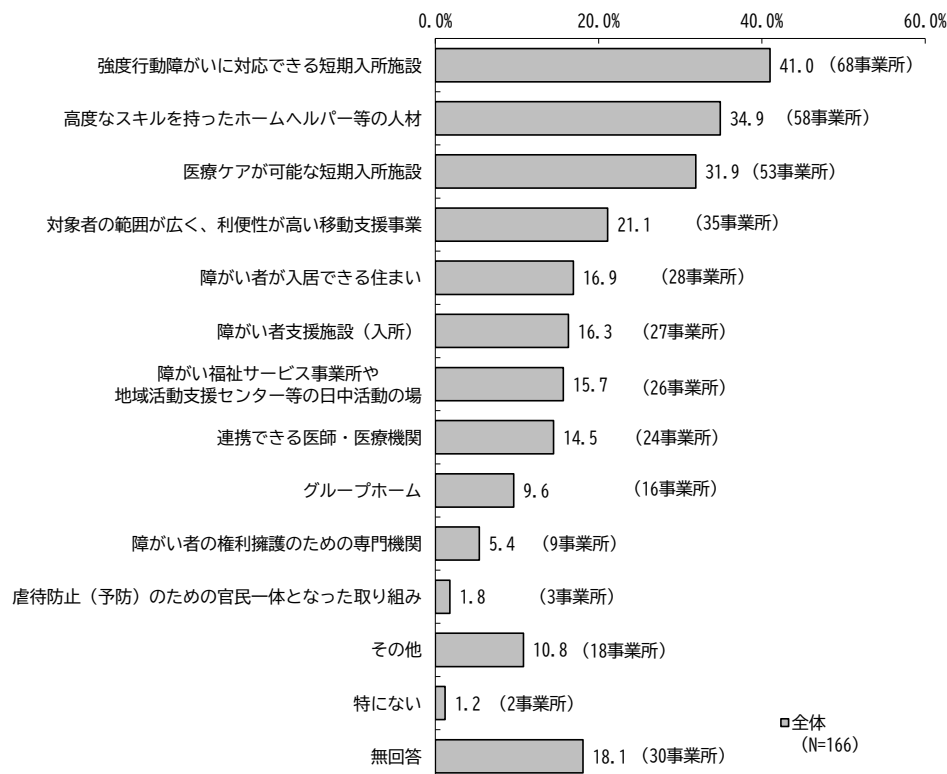
【図表9-10 相談支援専門員の職員数】（上段=実数、下段=%）

	調査数	専従				兼任			
		職員あり	職員なし	無回答	平均職員数（人）	職員あり	職員なし	無回答	平均職員数（人）
身体障がい	166 100.0	92 55.4	19 11.4	55 33.1	1.9	39 23.5	29 17.5	98 59.0	1.4
知的障がい	166 100.0	99 59.5	14 8.4	53 31.9	1.9	40 24.1	30 18.1	96 57.8	1.4
精神障がい	166 100.0	95 57.2	17 10.2	54 32.5	2.2	35 21.1	31 18.7	100 60.2	1.4
難病障がい	166 100.0	65 39.1	28 16.9	73 44.0	1.8	26 15.6	36 21.7	104 62.7	0.9

(3) 相談支援の観点から不足している社会資源

問10 相談支援の観点から、障がい者に不足している社会資源は何だと思いませんか。（〇は3つまで）

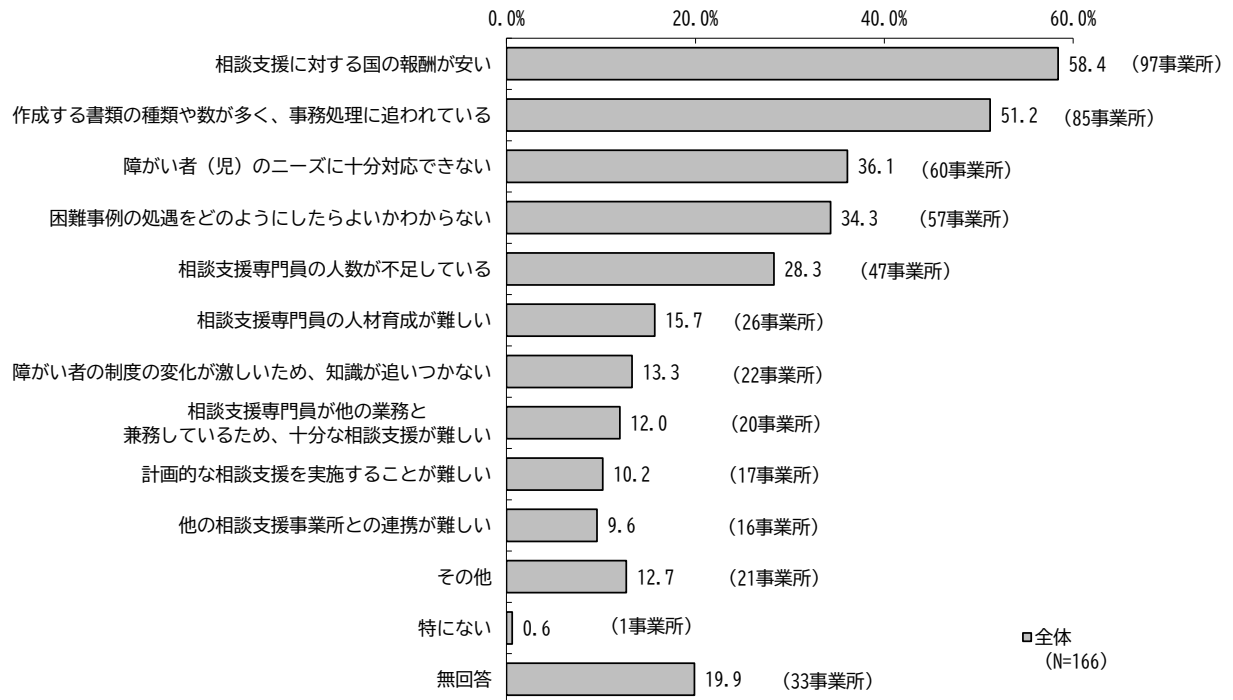
【図表9-11 相談支援の観点から不足している社会資源】



(4) 相談支援を実施するうえでの課題

問11 相談支援を実施するうえで、どのような課題がありますか。  
(○はあてはまるものすべて)

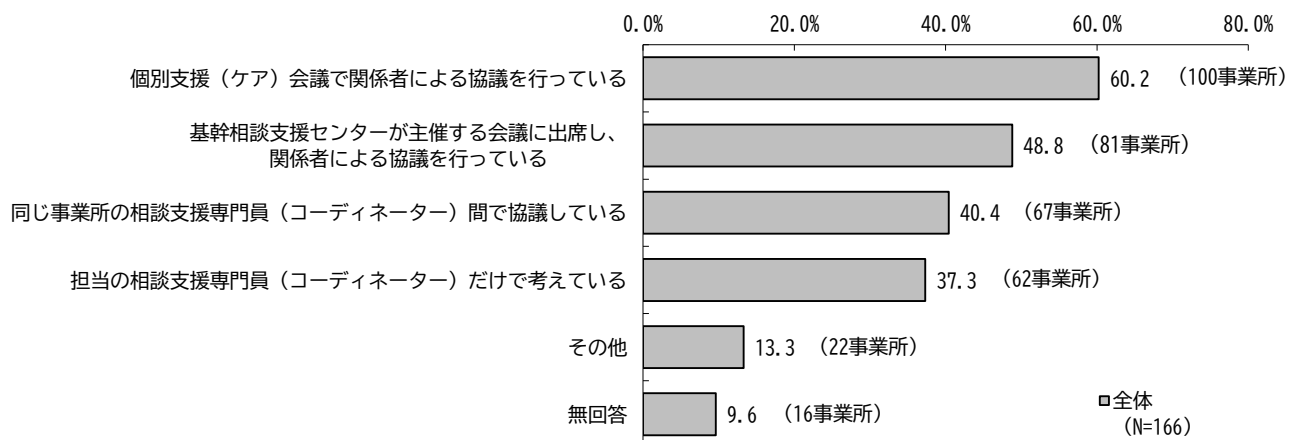
【図表9-12 相談支援を実施するうえでの課題】



(5) 相談支援に関する利用者ニーズへの対応方法

問12 利用者のニーズにはどのように対応していますか。(○はあてはまるものすべて)

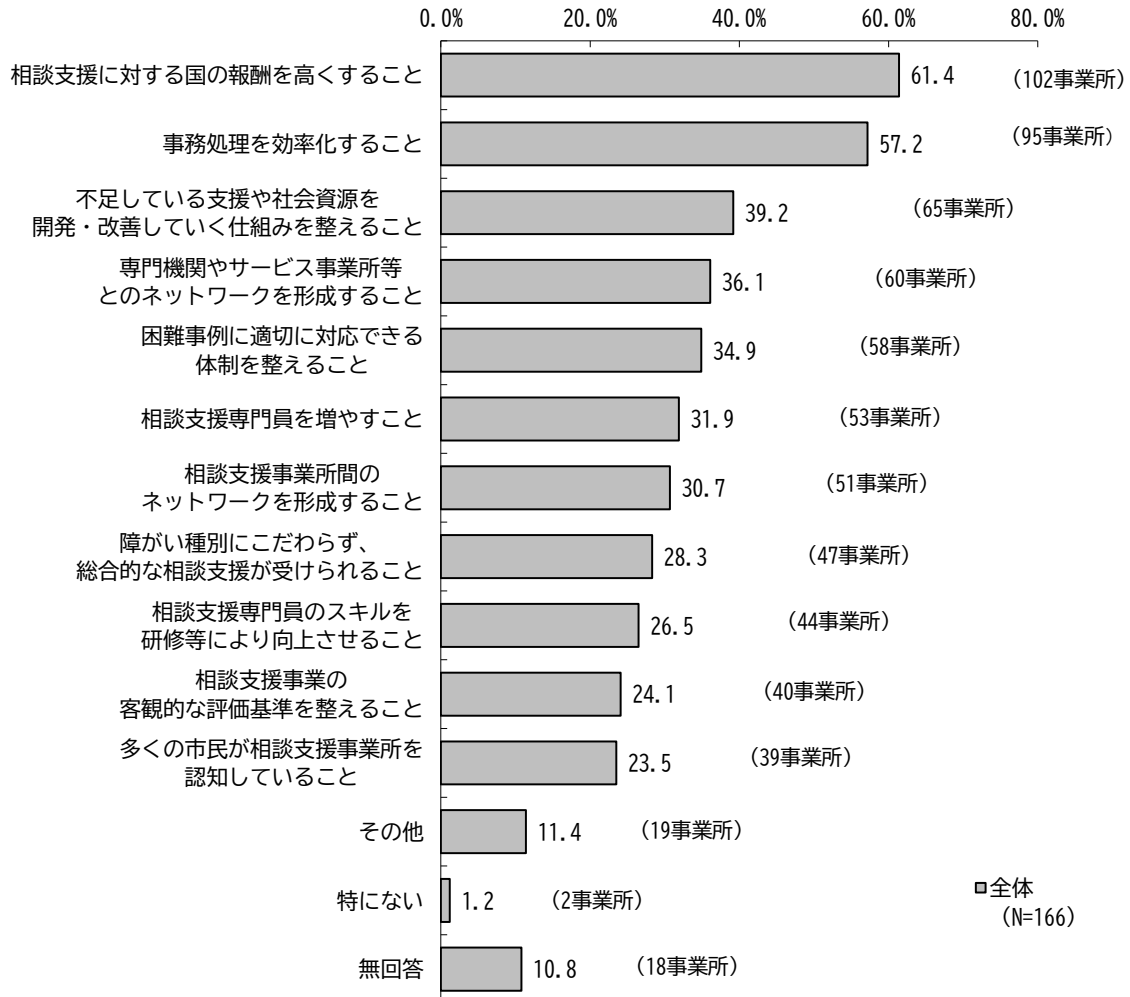
【図表9-13 相談支援に関する利用者ニーズへの対応方法】



(6) 相談支援の発展のために必要なこと

問13 相談支援の発展のために必要なことは何ですか。(〇はあてはまるものすべて)

【図表9-14 相談支援の発展のために必要なこと】



#### 4. 居宅介護等サービス全般について

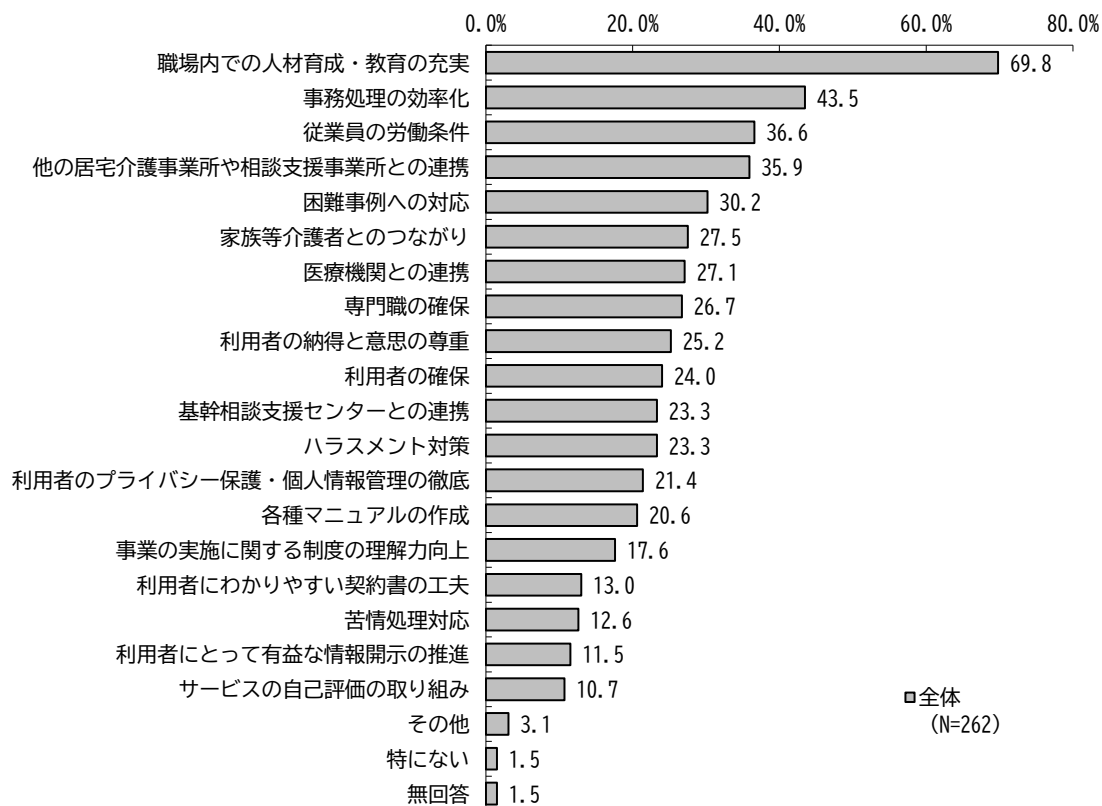
- \* 以下は、居宅介護等サービスを実施している事業所を対象とした設問である。  
 <対象> 相談支援事業所、施設事業所以外の障がい福祉サービス事業所（短期入所・日中一時支援事業所も含む）、  
 地域生活支援事業所
- \* 回答事業所数：262事業所

・居宅介護等サービス事業所で取り組むべきこととしては、「職場内での人材育成・教育の充実」（69.8%）が最も高く、次いで「事務処理の効率化」（43.5%）、「従業員の労働条件」（36.6%）、「他の居宅介護事業所や相談支援事業所との連携」（35.9%）、「困難事例への対応」（30.2%）となっている。【図表9-15】

##### （1）居宅介護等サービス事業所で取り組むべきこと

問14 事業所で取り組む必要があると思うものは何ですか。（○はあてはまるものすべて）

【図表9-15 居宅介護等サービス事業所で取り組むべきこと】



5. 行動援護、同行援護、移動支援について

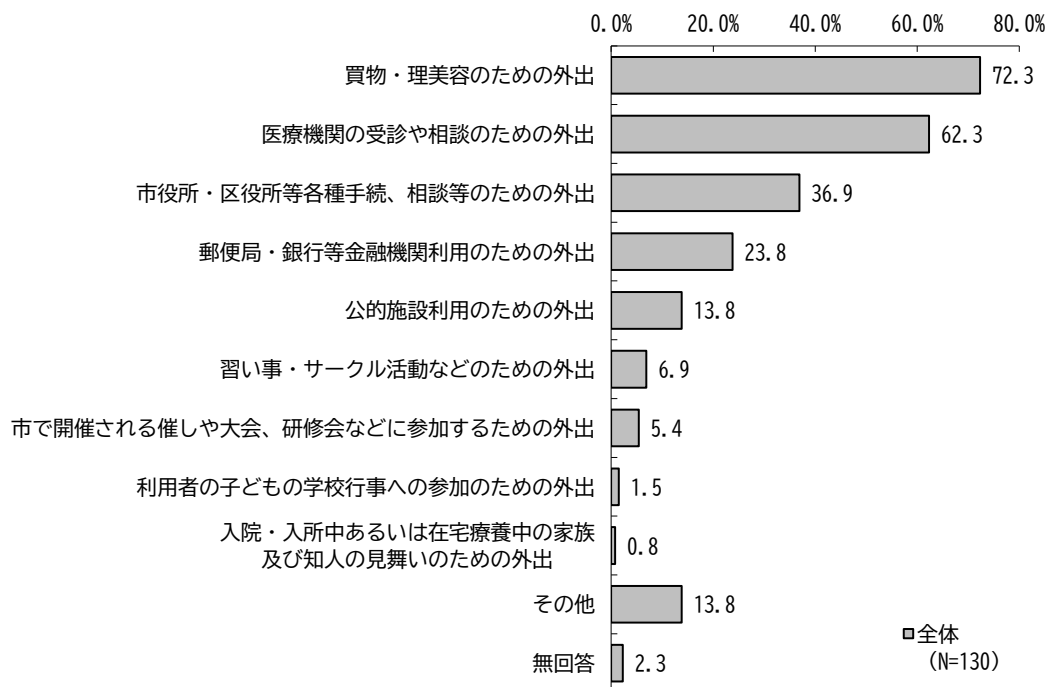
- \* 以下は、居宅介護等サービス事業所のうち、「行動援護」、「同行援護」または「移動支援」を実施している事業所を対象とした設問である。
- \* 回答事業所数：130事業所（うち、行動援護実施事業所28事業所）

- ・ 行動援護・同行援護・移動支援で利用が多い外出内容としては、「買物・理美容のための外出」（72.3%）が最も高く、次いで「医療機関の受診や相談のための外出」（62.3%）となっており、半数以上の事業所が買物等や通院のための外出と回答している。【図表9-16】
- ・ 行動援護・同行援護・移動支援について不満に思うこととしては、「金銭的負担が大きいタクシーを利用せざるを得ない場合がある」（53.1%）が5割強で最も高くなっている。【図表9-17】
- ・ 行動援護事業所（25事業所）がサービス実施にあたり困難に感じることとしては、「要件を満たすヘルパーが集まらない」（17事業所、60.7%）が約6割を占めており、大半の事業所が困難に感じている。要件を満たすための環境整備に関わる事項が上位にあがっている。【図表9-18】

(1) 行動援護・同行援護・移動支援で利用が多い外出内容

問15 行動援護、同行援護または移動支援は、利用者の社会参加の推進を目的としていますが、事業実施にあたり、利用者がよく利用している外出内容は何かと思いますか。（〇は3つまで）

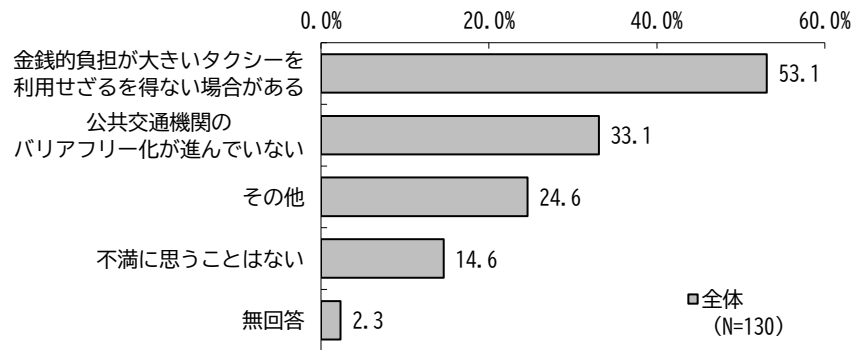
【図表9-16 行動援護・同行援護・移動支援で利用が多い外出内容】



(2) 行動支援、同行援護または移動支援について不満に思うこと

問16 行動支援、同行援護または移動支援を実施する中で、不満に思うことは何ですか。  
(○はあてはまるものすべて)

【図表9-17 行動支援・同行援護・移動支援について不満に思うこと】

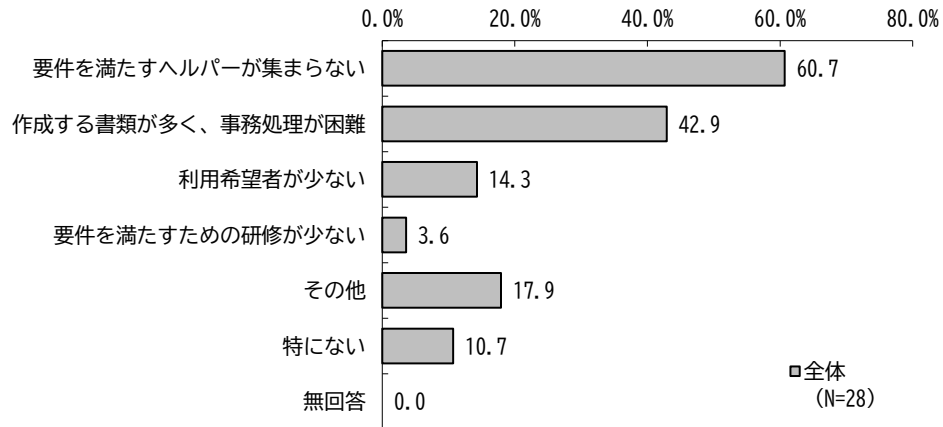


(3) 行動援護の実施にあたり困難を感じること

[行動援護事業所の方のみお答えください]

問17 行動援護事業の実施にあたり、困難を感じることは何ですか。  
(○はあてはまるものすべて)

【図表9-18 行動援護の実施にあたり困難を感じること】



6. 施設について

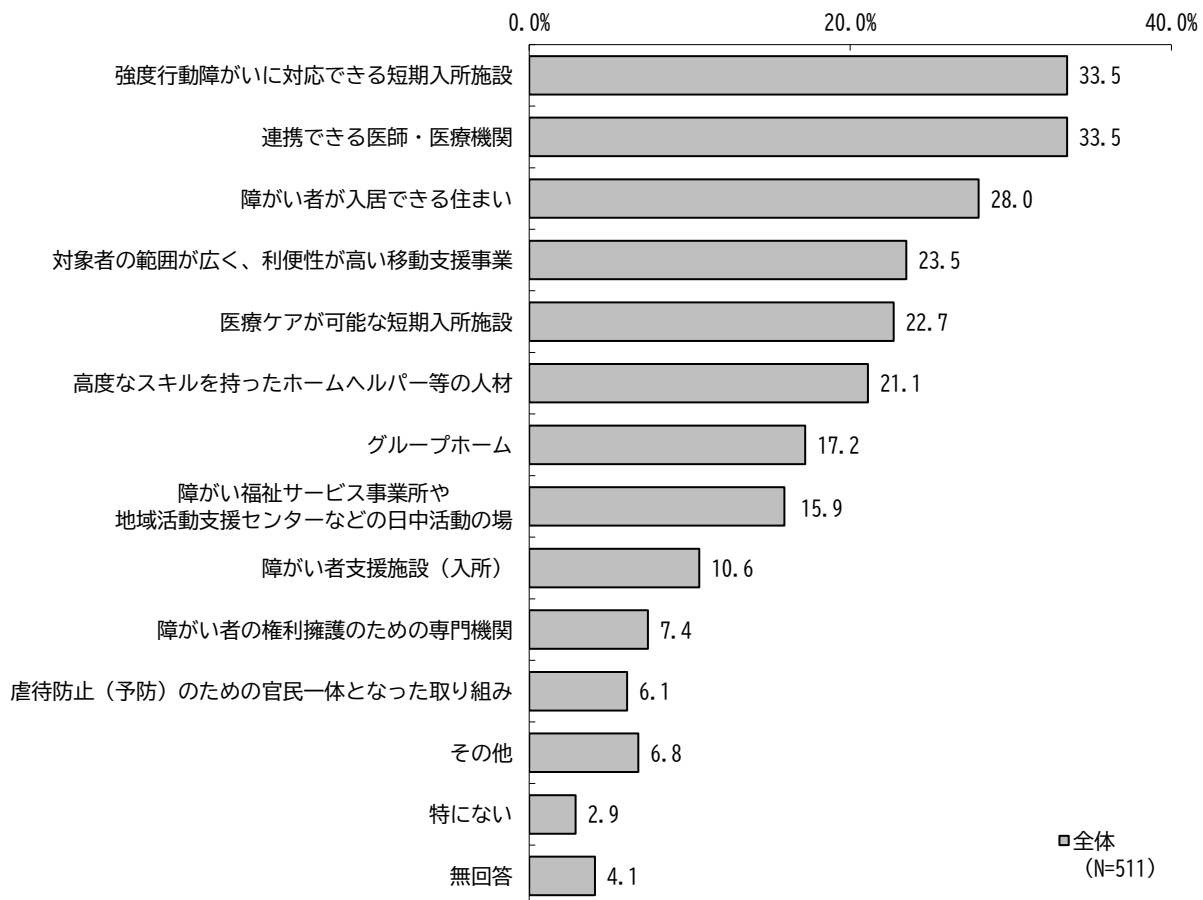
- \* 以下は、施設事業所を対象とした設問である。  
 <対象>施設入所支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、就労継続支援等  
 地域活動支援センター（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型）
- \* 回答事業所数：511事業所

- ・施設事業所の観点から不足している社会資源としては、3割強の事業所が「強度行動障がいに対応できる短期入所施設」「連携できる医師・医療機関」（ともに33.5%）が不足していると回答しており、次いで「障がい者が入居できる住まい」（28.0%）が続いている。【図表9-19】
- ・施設サービスを提供するうえでの課題として、「職員の確保、人材育成」（76.5%）が8割弱と最も高くなっている。【図表9-20】
- ・施設入所者が地域（在宅）で暮らすために必要な条件等としては、「身近なところで様々な相談ができること」「保健・医療・福祉が連携した支援体制があること」（ともに47.7%）が最も高く、次いで「一人ひとりの希望にあった日中活動の場（施設）があること」（36.4%）、「障がい者が入居できる民間住宅（アパート等）があること」、「必要な時に、一時的に入所できる施設があること」（ともに35.8%）が続いている。【図表9-21】

(1) 施設事業所の観点から不足している社会資源

問19 施設事業所の観点から、不足している社会資源は何だと思えますか。（○は3つまで）

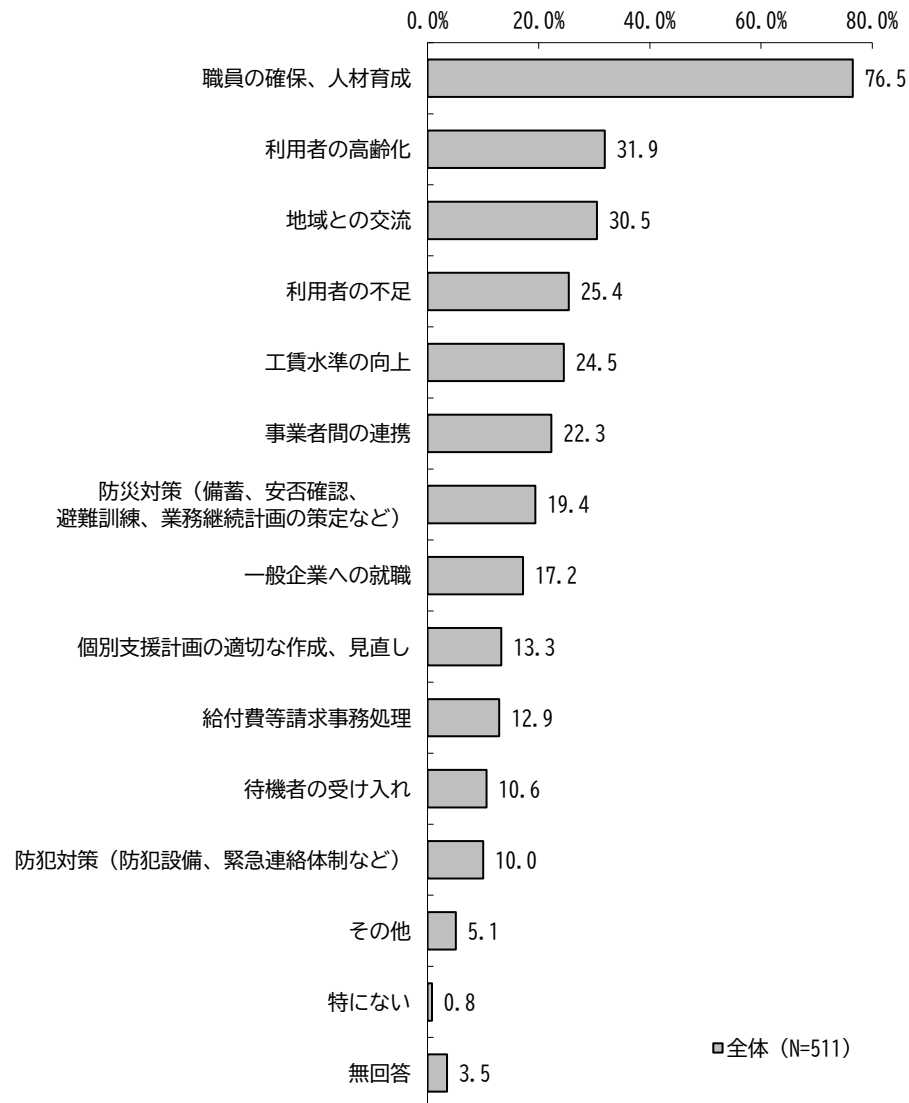
【図表9-19 施設事業所の観点から不足している社会資源】



(2) 施設サービスを提供するうえでの課題

問20 貴事業所において、施設サービスを提供するうえで課題と感ずることはどのようなことですか。(〇はあてはまるものすべて)

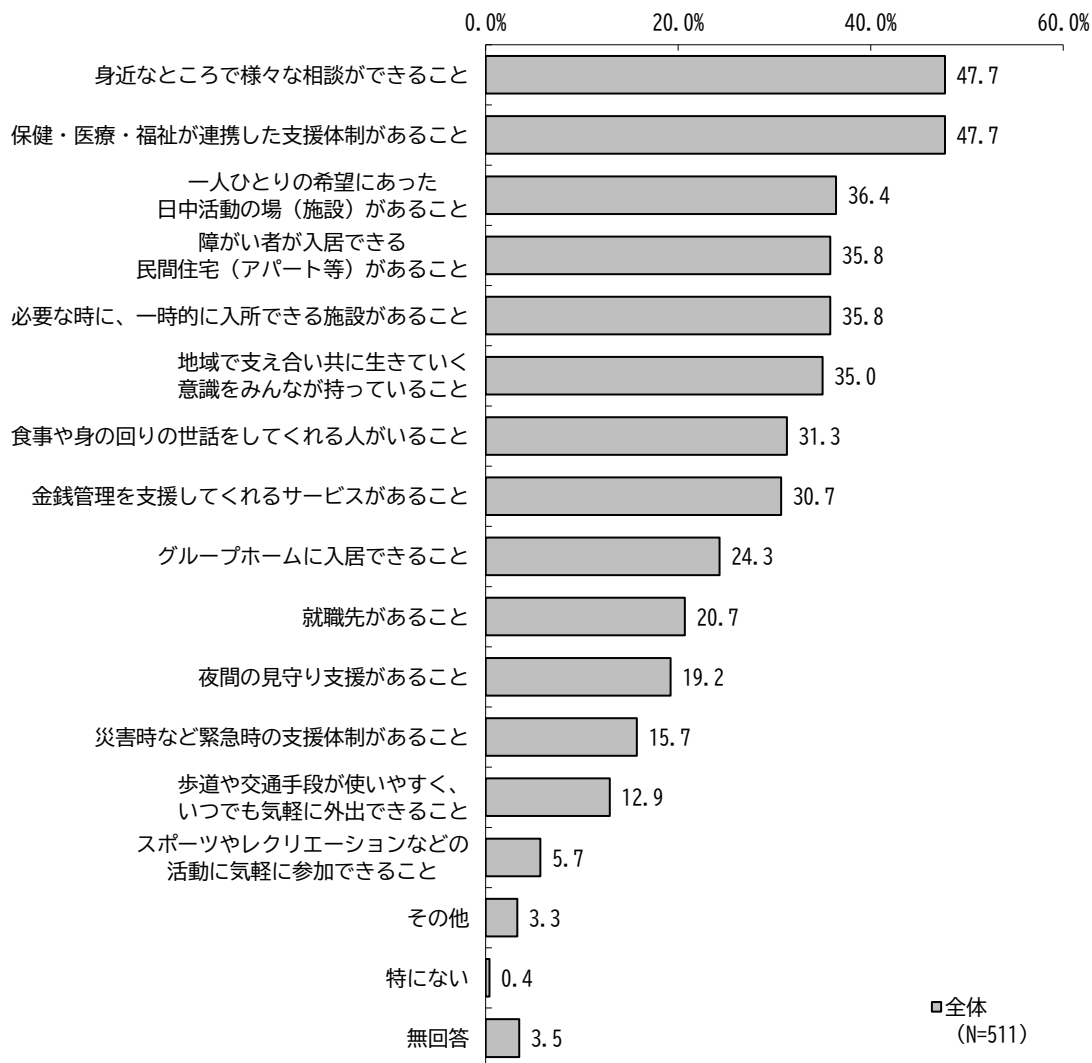
【図表9-20 施設サービスを提供するうえでの課題】



(3) 施設入所者が地域（在宅）で暮らしていくために必要な条件等

問2 1 施設や病院に入所（入院）している障がい者が、退所（退院）して、地域（在宅）で暮らしていくためにはどのようなこと（条件等）が必要だと思いますか。（○は5つまで）

【図表9-21 施設入所者が地域（在宅）で暮らしていくために必要な条件等】



## 7. 短期入所・日中一時支援について

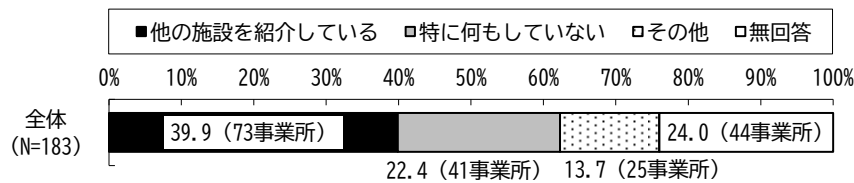
- \* 以下は、居宅介護等サービス事業所のうち、「短期入所」または「日中一時支援」を実施している事業所を対象とした設問である。
- \* 回答事業所数：183事業所
- \* 回答事業所数が少数であるため、集計結果については、実数値（事業所数）も掲載している。

- ・短期入所・日中一時支援の課題と感ずることとしては、「医療的なケアが必要な利用者等に対応できる職員が確保されていない」（84事業所、45.9％）が最も高く、これに「利用者数が毎日変動するため、人員体制の確保が難しい」（62事業所、33.9％）等が続いている。【図表9-23】
- ・課題として「施設の空きがなく受入を断らなければならない時に、他の施設を紹介できない」と回答した37事業所にその理由をたずねたところ、30事業所で「他の施設の入受体制が分からないため（対象障がい、定員枠等）」と回答している。【図表9-24】

### （1）短期入所・日中一時支援で空きがない場合の対応

問22 施設の空きがなく利用者の受け入れができない場合、どのように対応していますか。  
（○は1つだけ）

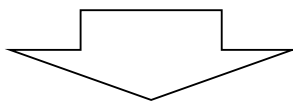
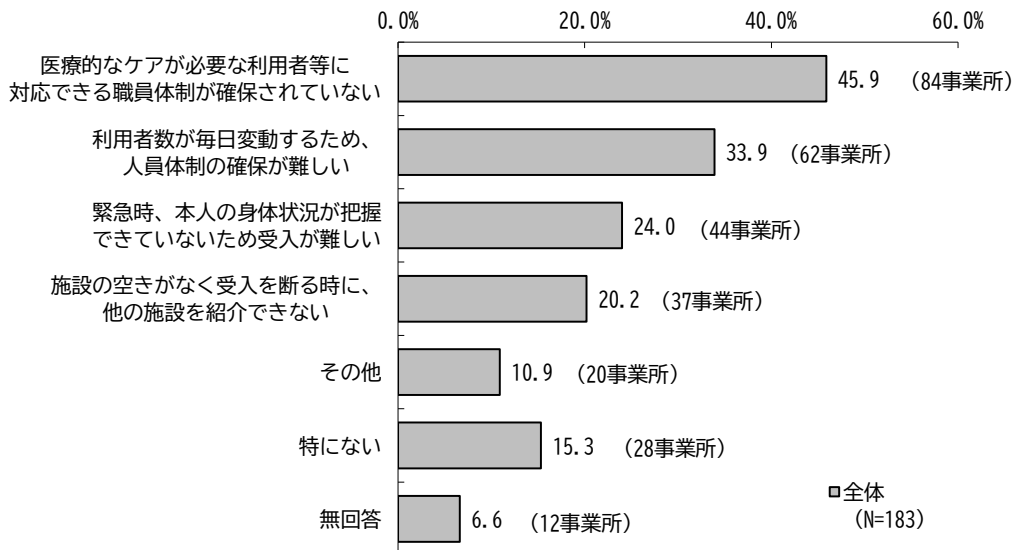
【図表9-22 短期入所・日中一時支援で空きがない場合の対応】



(2) 短期入所・日中一時支援の課題

問23 事業実施にあたり、課題と感ずることはどのようなことですか。  
(○はあてはまるものすべて)

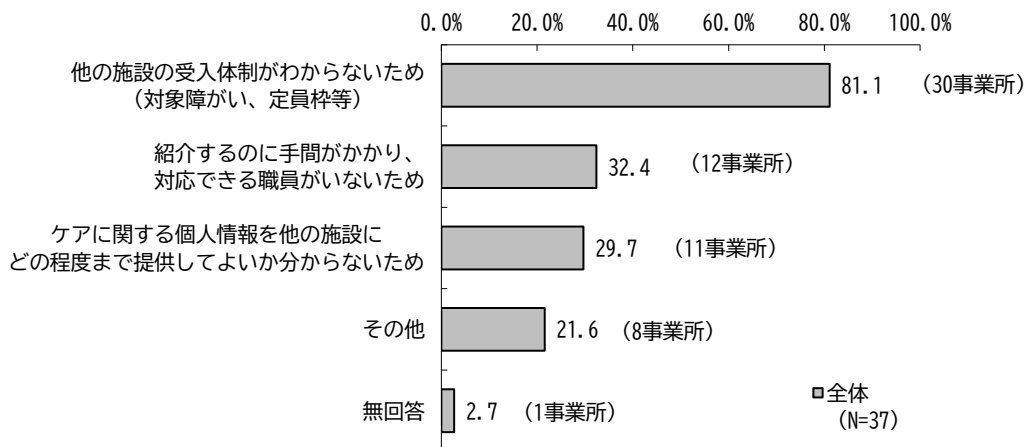
【図表9-23 短期入所・日中一時支援の課題】



[問23で「3」を選ばれた方におたずねします]

問23-1 他の施設を紹介できない理由は何ですか。(○はあてはまるものすべて)

【図表9-24 他の施設を紹介できない理由】



(3) 医療ケアのうち対応可能なもの

問24 下記の医療ケアのうち、貴事業所で対応可能なものはどれですか。  
(○はあてはまるものすべて)

【図表9-25 医療ケアのうち対応可能なもの】

